

水道維持修繕等対応業務（高松市、綾川町）に係る公募について

次のとおり受注者を募集します。

令和8年2月27日

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 水道維持修繕等対応業務（高松市、綾川町）
- (2) 受託場所 高松ブロック統括センター管理区域のうち、高松市及び綾川町他管理区域
- (3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 委託業務の内容 別添 水道維持修繕等対応業務（高松市、綾川町）標準仕様書及び特記仕様書のとおり
- (5) 維持修繕工事の規模 令和6年度実績 現場初動対応
配水管漏水工事 151件
給水管漏水工事（敷地内、ボックス内含む） 281件
1223件
弁栓類の補修及び整備 161件
- (6) 契約予定者数 1者

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者
- (5) 下記の要件をすべて満たす者
 - ① 応募者又は応募者の構成員が、香川県広域水道企業団が発注した漏水修繕業務の実績を有する者
 - ② 企業においては高松市内又は、綾川町内に本社又は営業所があること。組合等においては高松市及び綾川町で活動できること。
 - ③ 応募する単体企業及び組合等並びに組合等の構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

3 提出書類

○応募意思表明書

○会社においては登記簿（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）

○組合等においては定款又は規約若しくはそれに代わるもの。

○国税及び県税に係る納税証明書又はその写し（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）

4 応募方法

応募意思表明書を高松ブロック統括センターに持参又は郵送（簡易書留、期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和8年2月27日（金）から令和8年3月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

5 応募資格者の決定

参加申請期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後応募者に通知する。

6 見積りの提出及び契約

応募資格要件に適合したものに対し、企業団から金抜き設計書を提示し、見積徴収を行い、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

7 電子契約の可否

可とする。

8 応募・照会先

〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター水道整備課（担当：漏水修繕係）

電話：087-839-2761

FAX：087-839-2749

9 その他

（1）本案件は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。